

「精神障害者への重度障害者の医療費助成及び公共交通機関の運賃割引等の実施」  
についての意見書

1993年（平成5年）に障害者基本法では、精神障害者が障害者福祉の対象として位置づけられ、身体障害者や知的障害者と同水準の福祉施策を整備する根拠が与えられた。しかし、その後も障害者福祉において多くの障害者間の格差は解消されていない。

身体障害者及び知的障害者の重度障害者については、全ての医療費が助成の対象となっているが、精神障害者については、精神科の通院医療以外の診療科目については助成の対象にはなっていない。昨年度末、大阪府が発表した「福祉医療費助成制度に関する研究会報告書」では、精神障害者へも対象を拡大すべきと明記されたが、その対象は精神保健福祉手帳1級所持者となっている。精神障害者の平均的な収入や経済的な自立の度合いを考えて対象を拡大する必要がある。

また、身体障害者及び知的障害者については、JR、民営鉄道、バス、航空機等の運賃、高速道路の通行料金などが割引の対象となっているが、精神障害者については、大阪市営交通、高槻市営バスの運賃以外は、割引の対象にはなっていない。

今、これらの障害者間格差を解消することが求められている。

よって、高石市議会は、大阪府に対し、以下のことを要望する。

記

1. 重度障害者の医療費助成を、精神保健福祉手帳1級及び2級所持者まで拡大すること
2. 精神障害者にも公共交通機関の運賃割引等が実施されるよう、国土交通省、JR、関西大手民鉄等に働きかけるとともに、大阪府独自の助成をすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月7日

高石市議会